

岡山大学法科大学院講演会 2016年11月12日(土)開催!

## 憲法訴訟における攻撃・防御方法

講師：弁護士 伊藤 建(たける) 先生

**なぜ「表現の自由は重要な権利であり、刑罰は強力な制限である。そこで、厳格審査基準により判断すべきである」はダメなのか?!**

公法系科目は抽象的なため、「わかりにくい」、「どうやって勉強をしたらいいのかわらない」といった方が多いのではないのでしょうか?

この度、雑誌「受験新報」にて「憲法 論文の流儀」を好評連載中の伊藤たける弁護士をお迎えし、ご自身の司法試験体験や日頃のご研究や業務の中で培われた公法訴訟の手法(とその学習方法)について、お話しいただきます。

講師：弁護士 伊藤 建 先生(滋賀弁護士会・関西大学法科大学院非常勤講師)

日時：2016年11月12日(土)14時00分～16時00分終了(途中1回の休憩)を予定

場所：岡山大学津島キャンパス 文法経講義棟11番教室

対象：岡山大学法科大学院生(1～3年)、修了生、次年度入学予定者など

内容：憲法訴訟における攻撃・防御方法—平成25年司法試験を題材に

**【参加者は、事前に平成25年司法試験の問題文を読んでおいてください。】**



伊藤 建(たける)：弁護士。慶應義塾大学法科大学院修了・法務博士(専門職)。1986年生まれ。二回試験の成績はオール「優」。初受任の刑事事件で無罪判決を獲得。弁護士業務の他にも、関西大学非常勤講師、株式会社 BEXA の取締役を務めるなどの法学教育活動に取り組む。現在は雑誌・受験新報(法学書院)で「憲法 論文の流儀」を連載中。

〔講師からのメッセージ〕

実務において、典型的な民事訴訟・刑事訴訟では準備書面や主張書面の起案の「作法」がある程度確立していますが、公法訴訟においては、依然としてどのような「作法」により主張反論を行うべきか、その方法論は確立していません。そこで、公法訴訟実務において、どのように判例や学説を用いた起案をするべきか、相手方の主張にどのように反論するべきかどのような自己研鑽が必要かについて学習しましょう。